

呉市教育委員会会議録
(平成29年5月22日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
平成29年5月22日定例会

- 1 開催日時 平成29年5月22日(月) 15:00開会
15:53閉会
- 2 開催場所 751・752会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 中村弘市
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 水野良行
委員 船尾慎
委員 香川治子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 寺本有伸
教育部参事 上田勝治
教育部副部長 小川聡
教育部参事補 細本裕一
文化スポーツ部副部長 神垣進
教育総務課長 大森和雄
学校施設課長 沖本正樹
学校教育課長 高橋伸治
学校安全課長 金本康司
教育総務課課長補佐 大窪敏幹
- 5 傍聴者 1人

6 日 程

- (1) 会期決定について
- (2) 前回会議の報告
- (3) 教議第15号 平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (4) 報告第7号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について
- (5) 報告第8号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について
- (6) 教議第16号 平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (7) 報告第9号 平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について
- (8) 教議第17号 平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
- (9) 報告第10号 平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について
- (10) 報告第11号 平成29年度学校別児童，生徒数等について
- (11) 報告第12号 広島県に対する提案事項について
- (12) 教議第18号 呉市伝統的建造物群保存地区保存審議会委員の委嘱について

(15:00)

教 育 長 これより定例会を開会します。
日程第1の「会期決定について」を議題とします。
お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日と決定されました。
本日の会議録署名委員は、水野委員・船尾委員をお願いいたします。
それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

大窪課長補佐 (平成29年4月21日定例会について報告)

教 育 長 本日提出されたもののうち、日程第11については、議会で諮る案件のため非公開、日程第12については、人事に係る案件のため秘密会としたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、本日の議題についてはそのように決定されました。

教議第15号 平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 それでは、日程第3の教議第15号「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 教議第15号「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。資料の1ページをお開きください。

昨年5月12日の臨時教育委員会会議で御報告させていただきました「呉市教科用図書採択関係資料の誤記等に関する状況と改善策」の一つとして、「呉市教科用図書の採択に関する規程 第3条」によっていました採択の方針及び手順を、より分かりやすくするために、別に定めるものでございます。

なお、本基本方針は、広島県教育委員会が平成29年4月27日に定めた「平成30年度に義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択基本方針」に準じております。

今年度は平成30年度から小学校「特別の教科 道徳」が実施されることに伴い、「特別の教科 道徳」の教科用図書について採択を行います。

「1 採択基本方針」の「(1) 採択の基本」を御覧ください。記載しておりますアからオの五つの観点に基づいて調査・研究を行います。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」を御覧ください。

適切かつ公正な採択に向けて、教科用図書発行者等との関係には十分に留意してまいります。

「(3) 開かれた採択の推進」を御覧ください。

採択結果及び理由について、採択後、呉市のホームページ上で公表してまいります。

ます。また、イに掲げる事項について公開する資料を準備してまいります。

「2 方法、組織及び手続」については、「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択方法や、選定委員会、調査・研究委員会について定めたものです。

1枚めくっていただきまして、2ページを御覧ください。

(2)にありますとおり、小学校の「特別の教科 道徳」以外の教科書につきましては、原則、平成28年度に採択した教科書と同一の教科書を採択することとしております。

平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、今後とも、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及びこの基本方針に基づきまして、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第3の教議第15号「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

水 野 委 員 改善策をもとに、「より分かりやすくするために別に定めるとした」ということですが、どういった点が分かりやすくなったのでしょうか。

高 橋 課 長 お手元の参考資料「呉市教科用図書の採択に関する規程」を御覧ください。

教科用図書の採択の方針は、第3条にあります「採択に当たっては、無償措置法第13条第1項の規定によるほか、学習指導要領に基づき呉市の実状に即するよう考慮するとともに次の手順によるものとする」と示しております。

しかしながら、この文章だけでは内容が分かりにくいことから、改善策でお示ししたとおり、この度、「採択の方針」の具体的な内容をより分かりやすくするために、別に定めたものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

森 尾 委 員 先程のご説明の中に「広島県の方針に準じて」とありましたが、教科用図書の採択に際しては、呉市の規定の第3条にも、「呉市の実情に即するよう考慮する」とありますように、呉市の実状に応じたものを選ぶ必要があると考えますが、いかがでしょうか。

高 橋 課 長 「1 採択の方針」の「(1) 採択の基本」の4行目に、「本市の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。」とございます。

したがって、今後、選定委員会において、「呉市の子ども達の実態に応じた」という調査・研究の視点・方法が示されるものと考えております。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第7号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第4の報告第7号「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の

教科「道徳」)の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高橋課長 報告第7号「平成30年度使用教科用図書(小学校「特別の教科「道徳」)の採択手続について」を御説明いたします。3ページをお開きいただき、「1 採択の方針」を御覧ください。

小学校の「特別の教科「道徳」で使用する教科用図書の採択の手続につきましては、お手元の参考資料「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先ほど御承認いただいた「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づいて進めてまいります。

「2 採択の手順」を御覧ください。手順については、4ページの「教科用図書採択の手順」及びこの後報告させていただく5、6ページにあります「平成30年度使用教科用図書(小学校「特別の教科「道徳」)採択のための調査・研究要項」によるものとしています。

4ページを御覧ください。

図で示しております①から⑥の手順に従い、調査・研究委員会においての綿密な調査・研究及び選定委員会での審議を経て、教育委員会にお諮りすることとなります。

3ページにお戻りください。「3 日程」を御覧ください。

5月から8月にかけて、選定委員会と調査・研究委員会を開催し、作業を進めてまいります。

そして、8月中に、選定委員会委員長から教育長に選定結果について、審議の結果及び理由を付して報告いたします。その後、教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

なお、昨年の臨時教育委員会会議で報告した改善策の一つである、十分な調査・研究と確認が行えるように、これまでより長く調査・研究の期間をとるよう計画しております。

今後とも、適正かつ公正な採択が行われるよう進めてまいります。

以上で説明を終わります。

教育長 ただ今、事務局から日程第4の報告第7号「平成30年度使用教科用図書(小学校「特別の教科「道徳」)の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

船尾委員 今回の御説明の中に、改善策の一つである「調査・研究の期間」について、「これまでよりも長く取るように計画している」とありましたが、どの程度長くなったのでしょうか。またその他に改善策に示されたことで入っているものはあるのでしょうか。

高橋課長 調査・研究の期間につきましては、従前は、40日程度で行っていたものを、1週間程度延長いたします。

その他の改善策については、この後御報告させていただく調査・研究要項で報告させていただきますが、「3 日程」の内容の部分の下から3行目、4行目を御覧ください。

選定委員会(3回実施)、調査・研究委員会(3回実施)とございます。

これまでは、選定委員会と調査・研究委員会を交互に開催し、総合所見の中間

報告も作成しておりました。

今年度は、選定委員会と調査・研究委員会が、審議や調査・研究を十分に時間をかけて行えるように、総合所見の中間報告を無くし、第1回選定委員会後、調査・研究委員会を3回続けて開催し、その後2回の選定委員会を開催するように計画しております。

こういった点も改善策の一つでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

水 野 委 員 教科用図書の法定展示期間が示されていますが、呉市では、どこで閲覧することができるのでしょうか。

高 橋 課 長 市役所内の一室で閲覧できるようにいたします。詳細が決まり次第、呉市教育委員会のホームページでもお知らせします。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第8号 平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について
--

教 育 長 次に、日程第5の報告第8号「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 報告第8号「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について」を御説明いたします。5ページを御覧ください。

この要項は、「呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に関する規程」及び「平成30年度に呉市立小・中学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づき、教科用図書の調査・研究に関する必要な事項を定めるものでございます。

「1 調査・研究の観点」を御覧ください。調査・研究の観点につきましては、広島県教育委員会が示す教科用図書の調査・研究の観点に準じております。

「2 呉市教科用図書選定委員会」を御覧ください。

「(1) 構成及び運営」につきましては、「改善策」で示しているように、より多様な意見が反映されるように、イの保護者代表をこれまでの1名から2名としています。教育委員の皆様には、これまでどおり、選定委員会を傍聴して頂くことができます。日程等につきましては、別途御案内いたします。

「(2) 任務」につきましては、選定委員会は、呉市教科用図書調査・研究委員会に調査・研究を依頼し、調査・研究報告書を基に、全ての教科用図書について審議し、その結果としての総合所見を作成し、教育長に報告いたします。

1枚めくっていただいて、6ページ「3 調査・研究委員会」を御覧ください。

「(1) 構成及び運営」につきましては、「改善策」で示しているように、教科の専門性を有する指導主事を調査・研究委員として位置付け、より専門的な視野

から綿密な調査・研究が行えるようにしております。

「(2) 任務」につきましては、調査・研究委員会は、選定委員会から示された観点等に基づき、全ての教科用図書について調査・研究を行い、調査・研究報告書を作成いたします。

「4 報告書及び総合所見の様式」については、今後別に定める予定でございます。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第5の報告第8号「平成30年度使用教科用図書（小学校「特別の教科 道徳」）採択のための調査・研究要項について」の説明がありました。これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 今回の説明で、改善策の中味が反映されていることが分かりました。

改善策には、調査・研究の担当者だけでなく、複数でチェックするようにするとお聞きしていましたが、具体的にはどのようにお考えでしょうか。

高 橋 課 長 改善策にお示したように、調査・研究委員会において、各視点の担当者だけでなく、複数の委員で、内容等のチェックが徹底できるように、正、副担当制をとって進めてまいりたいと考えております。

香 川 委 員 わかりました。実際の調査・研究においても、そういった点が確実に実施されるよう要望しておきます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

森 尾 委 員 「2 呉市教科用図書選定委員会」の「(2) 任務」の「イ(ア) 道徳部会を代表する校長は、調査・研究委員会の調査・研究報告書を基に、全ての教科用図書について、総合所見の原案を作成する」とありますが、道徳部会の代表の校長先生がお一人で原案を考えるということですか。

高 橋 課 長 これまでは、選定委員である部会代表の校長と指導主事が二人で原案を考えておりましたが、指導主事はより専門的な調査・研究を行うために、調査・研究委員として位置付けることとなりましたので、原案は部会代表校長が一人で作成することになります。

作成に当たっては、改善策でも示しておりますように、これまでの総合所見は、調査・研究の結果を詳細にまとめたものでしたが、今後は、特徴を簡潔に述べる分かりやすい資料とするよう進めてまいります。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第16号 平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について

教 育 長 次に、日程第6の教議第16号「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 教議第16号「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択

に係る基本方針について」を御説明いたします。7ページを御覧ください。

この基本方針は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」に基づいて、呉高等学校で使用する教科用図書の採択の基本方針を定めるものです。

「1 採択基本方針」を御覧ください。

「(1) 採択の基本」にお示ししているように呉高等学校で使用する教科用図書については、呉高等学校が選定し、教育委員会に報告された教科用図書について採択を行うこととなっております。

「(2) 適正かつ公正な採択の確保」及び「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、先程ご承認いただいた「小・中学校の教科用図書の採択に係る基本方針」と同様でございます。

「2 選定上の留意事項」を御覧ください。

呉高等学校が選定を行う上での留意事項を示しております。本年度の採択も適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第6の教議第16号「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 この方針は、県立学校の基本方針と違う点があるのでしょうか。

高 橋 課 長 内容に大きな違いはございません。

ただし、「2 選定上の留意事項」の(2)及び(3)にありますように、保護者の経済的負担も配慮しながら、呉高等学校の実態に合わせて、選定を行うことが大切なことであることから、それらを明記しているものでございます。

教 育 長 ほかに御発言はありますか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第9号 平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第7の報告第9号「平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 それでは、報告第9号「平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」を御説明いたします。

9ページを御覧ください。

高等学校の教科用図書の採択は、毎年度発行の「高等学校用教科書目録」に記載されている教科書から採択しなければならないため、毎年度、実施することとなっております。

「1 採択の方針」を御覧ください。

採択は、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び先程御承認いただいた

「平成30年度に呉市立呉高等学校で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づいて行います。

「2 採択の手順」を御覧ください。

手順は、10ページの「教科用図書採択の手順【呉高等学校】」及び11ページ「呉市立呉高等学校教科用図書採択手続要領」によることとしています。

10ページを御覧ください。

手順は、小学校「特別の教科 道徳」の採択と同じ流れになります。

11ページをお開きください。

「手続要領」の「2 選定委員会」, 「3 調査・研究委員会」を御覧ください。呉高等学校の採択におきましては、選定委員を呉高等学校の校長, 教頭, 地域代表, 学識経験者等, 調査・研究委員を呉高等学校の教員とし, それぞれの委員会を構成することとしております。

9ページにお戻りください。

「3 日程」を御覧ください。

5月から8月にかけて, 選定委員会と調査・研究委員会を開催し, 作業を進めてまいります。

そして, 8月中に, 選定委員会委員長である呉高等学校長から教育長に選定結果について, 審議の結果及び理由を付して報告いたします。その後, 教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

以上で説明を終わります。

教 育 長 　ただ今, 事務局から日程第7の報告第9号「平成30年度使用教科用図書（呉市立呉高等学校）の採択手続について」の説明がありましたが, これについて, 御質問, 御意見がありましたらお願いいたします。

船 尾 委 員 　小・中学校の採択手続においては, 選定委員会や調査・研究委員会を各3回実施することが明記されておりましたが, 呉高等学校は選定委員会や調査・研究委員会の回数を示さないのですか。

高 橋 課 長 　呉高等学校の教科用図書の見本の種類や冊数は, 教科によって, 大きく異なりますので, 一律に回数を示すことができませんが, 昨年度の例で申しますと, 選定委員会を3回, 調査・研究委員会は各教科において, 延べ70回実施しております。

教 育 長 　ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 　御発言なしということで, それでは, 本件についてはこの程度とします。

教議第17号 平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について
--

教 育 長 　次に, 日程第8の教議第17号「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金 本 課 長 　教議第17号「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」を御説明いたします。

資料の13ページをお開きください。

この基本方針は、呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に際しまして、「呉市教科用図書の採択に関する規程」に定めるもののほか、児童生徒の障害の状態及び発達段階に適合した教科用図書の選定及び採択を行う必要があるため、別に定めるものです。

まず、「1 採択基本方針」でございます。「(1) 採択の基本」につきましては、特別支援学級で使用する教科用図書の採択に関するアからエの4つの観点を明記しております。

また、「(2) 適正かつ公正な採択の確保」及び「(3) 開かれた採択の推進」につきましては、先ほどご承認いただきました、小・中学校の教科用図書の採択に係る基本方針の内容と同様でございます。

続きまして、「2 方法、組織及び手続」でございます。広島県教育委員会の指導、助言等を受けながら行う採択の方法、組織、手続について定めたものでございまして、(1)にございますとおり、児童生徒の障害の状態や発達段階に適合した教科用図書を、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科用図書」の中から採択することとしております。

なお、教科用図書の選定につきましては、14ページの(2)にございますとおり、他の小・中学校の教科用図書の選定方法と異なりまして、各学校が「教科書選定会議」を設置して、個々の児童生徒の実情に応じた教科用図書を選定することとしております。

本年度はこの基本方針に基づきまして、平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択を、適正かつ公正に実施してまいります。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第8の教議第17号「平成30年度に呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

水 野 委 員 「1の(1) 採択の基本」にある調査・研究の4つの観点は、先ほどの「小・中学校で使用する教科用図書」の観点と異なりますが、広島県教育委員会が作成する「選定資料」には、調査・研究を行っていくための具体的な観点の内容などは示されているのでしょうか。

金 本 課 長 広島県教育委員会が作成する「選定資料」には、4つの観点ごとの具体が示されております。

内容につきましては、例えば、観点「ア 内容の特徴・程度」では、「児童生徒の生活に結びついた学習活動が展開できるようなわかりやすい内容であり、学習指導要領に示されている各教科の目標・内容と適合しているか。」、「イ 内容の構成・配列・分量」では、「内容が系統的・段階的に配列されており、無理なく学習することができるか。」といったものがございます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案どおり可決してよろ

しいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について

教 育 長 次に、日程第9の報告第10号「平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

金 本 課 長 報告第10号「平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」御説明いたします。

資料の15ページをお開きください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書につきましては、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書」、「文部科学省が著作の名義を有する教科用図書」そして、毎年度採択される「学校教育法附則第9条の規定による教科書用図書」の3つの中から採択することとなっているため、採択は毎年度実施することとしております。

「1 採択の方針」を御覧ください。

小・中学校特別支援学級用の教科用図書の採択手続につきましては、「呉市教科用図書の採択に関する規程」及び、先ほど御承認いただきました「呉市立小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択に係る基本方針」に基づいて進めてまいります。

「2 採択の手順」につきましては、16ページに手順を図示しておりますので御覧ください。

各小・中学校が設置する「教科書選定会議」が教科用図書を選定し、選定理由書を教育長へ提出した後、教育委員会会議にお諮りすることとなります。

次に、資料15ページにお戻りいただき、「3 日程」を御覧ください。

先に御説明いたしました採択の手順に沿って手続を行ってまいりまして、8月の定例教育委員会会議にお諮りする流れになっております。

以上でございます。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第9の報告第10号「平成30年度使用教科用図書（小・中学校特別支援学級用）の採択手続について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

香 川 委 員 教科書選定会議のメンバーは、どのようなメンバーで、誰が決めるのでしょうか。

金 本 課 長 教科書選定会議のメンバーについては、学校の実情に応じて、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーター、教科担任などから5・6名程度、校長が指名することとしております。

香 川 委 員 子どもの障害の状態は様々であり、発達段階についても一人一人に違いが見られるものです。

学校の先生方は、日々様々な仕事をされていることと思いますが、特別支援学級の子どもたちが、自分に合った教科用図書を手にすることができるよう、選定

会議においても丁寧な話し合いをしていただきたいと思います。

また、教育委員会事務局においては、適正かつ公正な採択に努めていただくよう要望しておきます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

報告第11号 平成29年度学校別児童、生徒数等について

教 育 長 次に、日程第10の報告第11号「平成29年度学校別児童、生徒数等について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

高 橋 課 長 報告第11号「平成29年度学校別児童、生徒数等について」を御説明いたしますので、17ページを御覧ください。

平成29年5月1日現在の呉市立小・中学校の児童・生徒数及び各学校の学級数が確定しましたので、御報告します。

まず、児童・生徒数について御説明します。

18ページ、最も下の段の小学校の合計欄を御覧ください。真ん中やや右、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が小学校児童総数となります。小学校児童総数は10,570名で、前年度に比べ62名減少しております。

続いて19ページ、最も下の段にある中学校の合計欄を御覧ください。同様に、児童・生徒数の合計の列の一番下の欄が中学校生徒総数となります。中学校生徒総数は、5,128名で、前年度に比べ259名減少しております。

小学校、中学校ともに減少傾向が続いております。

特別支援学級に在籍している児童・生徒数については、18ページにお戻りください。先ほど御覧いただいた児童総数の左隣が特別支援学級に在籍する児童数の合計値です。小学校は247名で、前年度と比べ8名増加しています。19ページ、同様に生徒総数左隣の合計欄を御覧ください。中学校は111名で、前年度に比べ5名増加しています。

次に、学級数についてです。17ページにお戻りください。

右側にあります編制学級数の表の中に網掛けがしてあり、「0.5」という数字が入っている学校がございます。

番号27番、下蒲刈小学校の欄を見ていただきますと、3年・4年にそれぞれ「0.5」の数字が入っておりますが、これは3・4年が複式学級であることを意味し、2学年で1学級とカウントすることとなっております。現在、市内小・中学校で複式学級のある学校は、先ほど申しました下蒲刈小学校と、蒲刈小学校、豊小学校となっております。

それでは、今年度の小・中学校の学級数について御説明します。

小学校の学級編制の基準については、1年生は35人、2年生については、35人学級で編制できるよう県費の加配教員が措置されている状況で、3年生から6年生、中学校につきましては40人でございます。

18ページの右下を御覧ください。

小学校の学級総数は445学級で、前年度に比べ2学級増加しております。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は69学級であり、前年度に比べ、同じく2学級増加しています。小学校では、通常学級数に増減はありません。

19ページの右下を御覧ください。

中学校の学級総数は213学級で、前年度に比べ9学級減少しております。特別支援学級については、その1つ左の欄になります。今年度は43学級であり、前年度から増減がありません。中学校では通常学級が9学級減少しております。

5月1日の児童・生徒数により、学級数は確定し、その学級数により教員定数が決定いたしました。

以上で、説明を終わります。

教 育 長 ただ今、事務局から日程第10の報告第11号「平成29年度学校別児童、生徒数等について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

それでは、これより非公開の議題に入ります。

報告第12号 広島県に対する提案事項について

教 育 長 それでは、日程第11の報告第12号「広島県に対する提案事項について」を議題とします。

事務局からの説明を求めます。

高 橋 課 長 報告第12号「広島県に対する提案事項について」御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

平成30年度予算について、広島県に広島県立呉三津田高等学校に、併設型中高一貫教育校の設置を提案いたします。

上段の所にあります「現状及び課題」にありますとおり、呉市では、「郷土を愛する心豊かでたくましい呉の子どもの育成」を目標に教育を進めております。少子高齢化が進む中、呉市でも、若者の市外流出や小学校卒業時に一部、市外の中学校等への進学があり、多様なニーズに対応した教育が必要であると捉えております。

22ページを御覧ください。「提案内容」といたしましては、呉三津田高校は、広島県教育委員会から「探究コアスクール」の指定を受け、カリキュラム開発を行う県内のリーディング校であり、進学実績においても、難関国立大学・私立大学への高い合格率を誇る進学校であります。このような実績をもつ高校に中等部を併設し、中高一貫教育校とすることで、全県から生徒が集まり、呉の教育のレベルアップになるとともに、呉市内の生徒や保護者の選択肢も増えると考えます。このように、多様な人材の収集と輩出は、呉の活力や魅力の向上につながる可以考虑、中高一貫教育校の設置を提案するものであります。以上でございます。

教 育 長 ただいま事務局から日程第11の報告第12号「広島県に対する提案事項につ

いて」の説明がありました。これについて、御質問がありましたらお願いいたします。

船尾委員 広島県への提案ということですが、今後の流れについて教えてください。

寺本部長 広島県への提案は、呉市の各部がそれぞれ色々な事業の提案をします。

今回、呉市教育委員会として、ただいま説明させていただいた案件を提案していきます。

流れといたしましては、呉市長が広島県知事や県議会へ要望するとともに、各担当部が県の担当部へそれぞれ説明してまいります。

これは平成30年度の県への予算要望でありますので、県の方で判断が行われ、予算化が実現すれば取組みを進めていき、そうでなければ、引き続き要望していくということになります。

香川委員 この学校というのは、どのくらいのクラス数や人数を想定されていますか。

寺本部長 今回は、併設型中高一貫教育校の設置の要望ということで、具体的な人数等はまだ想定しておりません。

教育長 ほかに御発言はありませんか。

(なしの声)

教育長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教育長 それでは、これより秘密会の議題に入ります。

(15:51)

教育長 以上で定例会を閉会します。

(15:53)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

(教育長 中 村 弘 市)

(委 員 水 野 良 行)

(委 員 船 尾 慎)

(平成29年5月22日定例会)